

雄踏文化センター

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		1 ホール等		
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分ま で
大ホール	平日	7,330	12,570	14,660
	日・土曜日、休 日	9,420	14,660	17,800
イベントホー ル	平日	3,900	6,100	6,900
	日・土曜日、休 日	5,340	8,270	9,420
楽屋1・2・3	各室	410	620	730
展示ロビー		1,040	1,670	1,880
展示ロビー(営業を伴わない展示 目的で利用する場合)		110	180	210

※ 大ホール冷暖房装置は、1時間あたり1,540円です。

備考

1. 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
2. 午前から午後まで又は午後から夜間まで連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計となります。
3. 利用者が商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額となります。
4. 練習又は準備等のために利用する場合の大ホールの利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額となります。
5. 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用に係る利用料金については、指定管理者が定めます。
6. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金（備考3と4に規定する利用にあたっては、当該規定により算出した額）に相当する額となります。
7. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 会議室関係

場所・利用区分		午前9時から	午後6時から	午後9時から
		午後6時まで 1時間につき	午後9時まで 1時間につき	午後9時30 分まで
相談室	生涯学習関係団体	90	130	60
	その他	180	270	130
301和室	生涯学習関係団体	100	140	70
302洋室				
茶室	その他	200	290	140
小会議室	生涯学習関係団体	220	290	140
研修室				
展示室	その他	440	580	290
和室さつき				
学習室	生涯学習関係団体	280	380	190
	その他	560	770	380
美術工芸室	生涯学習関係団体	340	460	230
	その他	690	920	460
調理室	生涯学習関係団体	350	470	230
	その他	710	940	470
中会議室	生涯学習関係団体	390	550	270
視聴覚室	その他	790	1,110	550
和室まき	生涯学習関係団体	450	590	290
	その他	900	1,190	590
大会議室	生涯学習関係団体	520	740	370
多目的ホール	その他	1,040	1,480	740
特別会議室	生涯学習関係団体	360	510	250
	その他	730	1,020	510

備考

- 生涯学習関係団体とは、地域における学校教育、社会教育及び文化等に関する活動を行う団体として市長が認定する団体をいいます。
- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までです。
- 利用者が商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額となります。
- 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用に係る利用料金については、指定管理者が定めます。
- 利用時間15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりです。
(1)所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間

の属する利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ）に相当する額

(2)所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

6. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

3 楽器保管庫

1区画1日につき 140円

4 大ホール冷暖房装置

1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とします。）
1,540円です。

5 備付物品

規則で定める額となります。